

就労施設に通っている方へ

令和3年
4月スタート!

通所にかかる交通費を助成します



資料 2

福祉的就労をされている障がいのある方の経済的負担を軽くし、働く気持ちを応援するため、施設に通うときの電車賃やバス賃の半額を助成します。(1 か月あたり上限 5000 円)

1. 対象者

長岡京市内に居住する方で、

就労継続支援 A 型事業所

就労継続支援 B 型事業所

就労移行支援事業所



へ、電車やバスで通っている方

[対象とならない方]

・他の制度で施設に通う交通費の給付等を受けている方など

手続きの流れ

【本人】 助成金支給申請



【市】 助成金決定(却下)通知



【市】 助成金の支給

2. 助成額

施設通所に要した交通費の半額(上限 5000 円/月)を助成します。

[交通費の計算のしかた] 合理的な経路及び方法における交通費に基づいて助成額を計算します。

3. 申請時期

【対象年月と申請時期】 通年で通所している場合は、年2回の申請が必要です。

上半期 : 1 月分から 6 月分(6 か月分)の通所交通費分 ⇒ 毎年 7、8 月に申請

下半期 : 7 月分から 12 月分(6 か月分)の通所交通費分 ⇒ 毎年 1、2 月に申請

※申請には通所先事業所の証明が必要です。(申請書に事業所確認欄があります。)

※上記の期間以外でも、交通費が発生した月の属する年度の翌年度末までであれば遡って申請できます。

※郵送でも申請できます。

長岡京市のホームページで 申請様式 をダウンロードできます。

長岡京市ホームページから  交通費 助成 で検索できます。



4. 問い合わせ・申請先

長岡京市 障がい福祉課 障がい支援係

〒617-8501 長岡京市開田 1 丁目 1 番 1 号

電話:075-955-9710 FAX:075-952-0001

市ホームページ

QR コード